

# 令和3年第1回 七飯町総合教育会議議事録

令和3年2月8日 開会  
令和3年2月8日 閉会

七飯町総務部総務財政課  
七飯町教育委員会学校教育課

## 令和3年第1回七飯町総合教育会議

令和3年2月8日(月曜日)午後3時00開会

---

### ○議事

#### 協議事項

- (1) 第3次七飯町教育振興基本計画について
  - (2) 令和3年度七飯町教育行政方針について
- 

### ○出席委員(5名)

町長	中宮安一	教育長	與田敏樹
教育委員	山川俊郎	教育委員	加屋本旬
教育委員	信夫恵美子		

---

### ○欠席委員(1名)

教育委員 菅沼由美

---

### ○本会議の書記・説明員

事務局	釣谷隆士	(総務部長)
事務局・説明員	伍楼司	(総務部総務財政課長)
事務局・説明員	村上宏樹	(総務部総務財政課総務係長)
説明員	扇田誠	(教育委員会教育次長)
説明員	北村公志	(教育委員会学校教育課長)
説明員	竹内圭介	(教育委員会生涯教育課長)
説明員	川崎元	(教育委員会スポーツ振興課長)
説明員	柴田憲	(教育委員会学校給食センター長)
説明員	矢口真也	(教育委員会学校教育課庶務係長)

---

### ○会議運営要項第9条の規定により指名された議事録署名委員

教育委員 信夫恵美子

午後3時00分 開会

---

## 1 開会

---

### ●事務局（総務部長）

それでは、定刻となりましたので令和3年第1回七飯町総合教育会議を開会いたします。私は、総務部長の釣谷と申します。よろしくお願いいたします。

着席にて、進行させていただきます。

本日の会議は、公開が原則となっておりますことから、ホームページにて会議開催及び傍聴のご案内をいたしましたが、傍聴者はなしとなっております。

また、会議終了後には議事録を作成し、公表することに努めなければならないことから、この会議を招集いたしました町長と、この会議で指名いたしました署名委員の署名を頂いたのち、公表することにしたいと思います。

---

## 2 町長挨拶

---

### ●事務局（総務部長）

それでは次第に従いまして、町長よりご挨拶をお願いいたします。

### ●町長

皆様こんにちは。本日は、令和3年第1回七飯町総合教育会議を開催させていただきましたところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

総合教育会議においては、教育振興にかかる基本的な方針、大綱を策定すること、また、重点的あるいは、緊急の場合に講ずべき施策について協議・調整する場となっており、幼児教育の推進はもとより、児

童生徒については、「大沼岳陽学校」が、9年制の義務教育学校として開校し、まもなく、1年を迎えますが、9年間の学びの連続性を大事にしながら、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間性を育み、家庭や地域、関係機関が一体となって教育を推進できることは、委員の皆様のご理解、ご協力の賜物であると思ひ、あらためて感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、令和3年第1回七飯町議会定例会が3月2日から19日までの会期で行われる予定であり、新年度の七飯町施政方針及び七飯町教育行政方針を述べさせていただきますこととなっております。

本日は、「第3次七飯町教育振興基本計画」と「令和3年度七飯町教育行政方針」の2点を協議事項とさせていただきます。

つきましては、この会議の場で、総合的な見解に基づき、委員の皆様のご意見を賜りながら協議をさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

### ●事務局（総務部長）

会議の進行につきましては、七飯町総合教育会議運営要項第4条の規定に基づき、町長が議長となりますので、よろしくお願いいたします。

---

## 3 議事録署名委員の決定

---

### ●町長

それでは、次第3になりますが、議事録署名委員の決定についてお諮りいたします。

前回は加屋本委員にお願いをしておりましたので、今回は信夫委員にお願いをしたと思いますがいかがでしょうか。

(委員より「異議なし」の声あり)

それでは、信夫委員宜しくお願いたします。

---

#### 4 議題 協議事項

##### (1) 第3次七飯町教育振興基本計画について

---

###### ●町長

早速ではございますが、本日お諮りする次第4の「協議事項(1)」第3次七飯町教育振興基本計画の案について、事務局より説明をお願いします。

###### ●事務局(教育次長)

それでは、「協議事項(1)」第3次七飯町教育振興基本計画(案)について、提案説明申し上げます。

今回提案します、第3次七飯町教育振興基本計画は、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間として策定しております。

説明内容につきましては、第2次教育振興基本計画との変更点を中心にご説明申し上げます。なお、この5年間で実施済みとなったものについては、削除しており、また、文言の変更等については、説明を省略いたしますので、ご了承願います。

それでは、計画の1ページをお開き願います。

1ページは「目次」、2ページは、「教育基本理念」、3ページは、「教育基本目標」を記載しておりますが、ここまでは、第2次計画と変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

4ページから5ページにかけてのNo.1「はじめに」についてで、ございますが、内容の要旨としましては、現在の情勢として、国では2030年以降を見据えた第3期教育振興基本計画を策定し、教育施策の重点事項として、「超スマート社会」における「人生百年時代」を豊かに生きていくためには、「若年期の教育と生涯にわたる学習や能力向上が必要である。」としております。これを受け、今回の第3次計画では、社会の変化が激しく、未来の予測が困難な時代の中、児童生徒には、これから生きていくために必要な3つの柱となる資質・能力を身につけさせることを記載しております。

また、計画を策定するうえで留意した点は、町民生活はもとより学校教育や生涯教育活動に大きな影響を及ぼした、昨年来の新型コロナウイルス感染症でございます。

現状では、感染症が短い期間で収束することは考えられず、コロナ禍もコロナ禍後も含めた、ポストコロナ時代を見据え、この1年間で学んできた工夫を新しい発想として実践し、町民や児童生徒の安全安心を確保した教育活動を実現することを記載しております。

さらには、それを持続するための「しなやかな教育行政」を推進することで、ポストコロナ時代における、新しい常識・常態の「ニューノーマル」な教育を目指すこととしております。

次に、6ページをお開き願います。

No.2の「開かれた教育行政の推進」では、第2次計画に引き続き教育委員会の透明性を高めることとしております。

No.3の「幼児教育の充実」は、第2次計画と同じ内容ですので、説明は省略いたし

ます。

次に、7ページをお開き願います。

No.4「学校教育の充実」は、ポストコロナ時代における「ニューノーマル」な教育を推進し、運動会などの特別活動は、リスクの低減を図りながら、推進する旨を記載しております。

(1)の「学校経営の充実」では、「地域とともにある学校」を作り上げるため、新しく、中学校区単位で「地域学校協働本部」の設置を目指すこととしております。

次に、8ページの(2)「基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実」では、学力向上に向けた教育活動の「PDCAサイクル」の確立と「ICT」の効果的な活用を図ることとしています。

(3)の「道徳教育の充実」は、コロナ禍における感染者に対する差別報道などメディアによる報道を含めた多様な教材の活用を図ることとしています。

次に、9ページをお開き願います。

(4)「学校体育と学校保健指導の充実」と(5)「特別支援教育の充実」は、第2次計画と大きな変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

(6)の「食育の推進」は、地場産食材の積極的な使用や学校給食会計の公会計への移行準備を進めることとしております。

次に、10ページの(7)「教育環境の整備・充実」は、第2次計画と大きな変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

No.5「生涯教育の推進」は、11ページにかけてとなりますが、文化芸術活動について、コロナウイルス感染レベルに応じた人数制限やソーシャルディスタンスの確保

など飛沫感染や接触感染に十分に注意しながら実施することや社会教育委員の学校運営協議会への参加また地域学校協働本部を推進するための体制整備を図ることとしております。

(1)の「生涯学習」と12ページの(2)「青少年の健全育成」、(3)「文化財の保護・管理の推進」、また、13ページの(4)「生涯スポーツの推進」、No.6「計画の見直し」は、第2次計画と大きな変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、第3次七飯町教育振興基本計画(案)の説明を終わりますが、関連しまして、今後のスケジュールとしましては、この総合教育会議で了承後、広く町民へ周知し、意見を伺いたいと考えておりますので、政策意見提出制度(パブリックコメント)を実施します。通常ですと、パブリックコメントの意見募集期間は、1カ月以上となっておりますが、これを短縮し、20日間としたいことについて、会議にお諮りしたいと思います。短縮の理由につきましては、一つ目に、町民に義務を課すことや権利を制限するものではないこと。二つ目は、次の議案でご提案いたします「令和3年度教育行政方針」が、この第3次教育振興基本計画に基づいて策定されており、来月の3月2日から開催予定の令和3年第1回七飯町議会定例会に報告となることから、それまでに、本計画を最終決定させたいこと。でございます。

なお、合わせて、パブリックコメント実施後、大きな計画変更が伴わない場合は、町民からの意見が「有り無し」にかかわらず、臨時で総合教育会議を開催せず、持ち回りの決裁で決定してよいか、についても

お諮りしたいと思いますので、以上3点ではありますが、御審議のほど、よろしくお願いたします。

●町長

ただいま事務局より第3次七飯町教育振興基本計画について説明がありましたが、その内容及び、パブリックコメント期間の短縮、また、パブリックコメントの結果、変更の有無に関わらず、最終決定のため、再度、総合教育会議を開催すべきか、持ち回り決裁にて、承認するかどうか等について、各委員から意見、質問があれば願いたします。

●山川委員

ございません。

●加屋本委員

決定の仕方の意見ですが、かなり吟味し、委員も関わって作成しておりますので、再度開催するなどの必要はありません。

●町長

それでは「協議事項(1)」の第3次七飯町教育振興基本計画については、ご了承を賜ったものとし、審議を終了させていただきます。

---

#### 4 議題 協議事項

##### (2) 令和3年度七飯町教育行政方針について

---

●町長

続いて、「協議事項(2)」令和3年度七飯町教育行政方針の案について事務局より説明をお願いします。

●事務局(教育次長)

それでは、協議事項(2)「令和3年度七飯町教育行政方針」(案)について、提案説

明を申し上げます。

「令和3年度七飯町教育行政方針」は、先ほど承認いただきました「第3次七飯町教育振興基本計画」を基に具体的な考え方の概要を示したものでございます。

教育に関わる根幹的な事項は、継続して前年度の方針を踏襲し、既に実施された事業や廃止した事業については、削除し、合わせて文言の整理を行っております。

なお、新たに行う施策については加筆しており、説明は新たに行う施策を中心に、ご説明いたします。

それでは、「七飯町教育行政方針(案)」の1ページをお開き願います。1ページから2ページにかけては、「I はじめに」ということで、「第3次七飯町教育振興基本計画」で申し上げましたとおり、昨年来からの新型コロナウイルス感染症による影響などやポストコロナ時代の新しい常態での教育を目指すこととしています。

3ページの「II 教育基本方針」から、「第2 幼児教育の充実」までは、第3次教育振興基本計画と同様な内容となっておりますので、省略させていただきます。

4ページをお開き願います。「第3 学校教育の充実」では、コロナ禍にあって、ニューノーマルな教育を実現させるための「学びの保障」や「身につけてほしい資質・能力の保障」など、持続可能な活動を目指すこととしております。

具体的には、5ページ「(1) 学教教育の充実」では、「教職員にとって働き甲斐のある学校」「地域とともにある学校」を目指し、「教職員の働き方改革」や「地域学校協働本部の設置」を推進することとしております。

また、「(2) 基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実」から6ページの「(4) いじめ対策の充実」までは、前年度の方針を踏襲しておりますので、説明は省略いたします。

続いて、7ページの「(5) 生徒指導の充実」では、不登校対策等について、従来活用してきた「適応指導教室」の名称を「教育支援センター」に変更したことを記載しております。

「(6) 学校体育と学校保健指導の充実」から10ページの「⑦小中学校図書室の地域への開放について」までは、前年度の方針を踏襲しておりますので、説明は省略いたします。

「⑧の対外競技等参加経費補助金の見直しについて」では、学校教育活動として行われる競技大会は、学校教育課が所管し、学校教育活動以外のスポーツ大会は、スポーツ振興課で補助することしました。

次に、「第4 生涯教育の推進」では、コロナ禍の新しい常態で、町民の学びを保障するため、コロナウイルス感染症対策を充実させ、持続可能な生涯学習環境の創出を目指すとしております。

11ページの「(1) 生涯学習」では、昨年中止となった文化祭や成人式などを規模や内容などを考慮しながら、コロナ禍であっても開催可能な方法を検討すると明記しました。

「(2) 青少年の健全育成」は、前年度の方針と同じ内容としておりますので、説明は省略いたします。

「(3) 家庭と地域の教育力の向上」では、地域学校協働本部の設置を推進するとしております。

「(4) 文化・芸術の振興」から「(5) 文化財の保護・管理の推進」は、前年度の方針と同じ内容としておりますので、説明は省略いたします。

13ページの「(6) 生涯スポーツの推進」は、10ページの「⑧対外競技等参加経費補助金の見直しについて」で説明したとおり、スポーツ振興補助金を見直しことを明記しております。

最後に「V むすびに」は、前年度の方針と同じ内容としておりますので、説明は省略いたします。

以上、簡単ではございますが、「令和3年度七飯町教育行政方針」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ●町長

ただいま事務局より令和3年度七飯町教育行政方針についての説明がありました。各委員から意見、質問があればお願いします。

#### ●山川委員

方針については賛成です。

実施にあたって是非、留意して頂きたいことがあります。昨年は未知のウイルスに襲われて、世界が大混乱に見舞われ、大変苦しい1年でしたが、コロナ禍であっても、実施できるものは工夫して、実施して行こうとなっており、私もそれは大賛成ですが、そこで、実施にあたって、大変な社会の状況を、あるいは、大変な学校の状況をみんなで乗り越えていくということなんですけど、是非、子ども達も交えて、色々工夫してほしいです。これは、大変な状況で、

あってはならないことなのですが、ある意味、コロナを克服していくというプロセスを子ども達に体験させる、貴重な機会だと思います。ですから、子ども達も交えたうえで、人間の知恵が乗り越えていけると、成功体験をさせてやれたら、とてもすばらしい。

もう一つ、去年は登校ができない日があり、最終的には、教育に必要な時間数は確保できていたようですが、やはり、一部、制限が多い中での教育で、駆け足にならざるを得ないということが確かにあったと思う。昨年、そういう教育を受けた子ども達のフォローアップというか、きちんと、学力、体力、そういったものが、通常どおり確保されているかどうかを把握したうえで、永年に渡る、フォローが必要になるかもしれないということに留意して頂きたい。

以上でございます。

#### ●町長

ありがとうございます。事務局の方からありますか。

#### ●事務局（教育次長）

2点につきまして、教育委員会として貴重な意見として受け止めまして、今後、学校との打合せでは、意見を反映していきたいと思います。

#### ●町長

他にございますか。

#### ●加屋本委員

教育委員として、教育振興基本計画にしても、教育行政方針についても、意見を求められ、かなり検討してきているので、素晴らしい物が出来たのかなと思います。

町の根幹をなす、計画、方針なので、微々たる、細部たるところに気づくことが出来

ないと思いますので、この計画や方針の行間が意図すること、つまり、そこを教育委員会や、各学校、地域、生涯学習団体、そういう所が読み取って、共同して推進していくということが、肝要かなという風に思います。その為に意見を何点か申し上げたいと思います。

まず、何と言っても新型コロナウイルスの影響に留意して、それを分析して作成されたことは、非常に評価すべきことだと思います。当たり前と言え、当たり前ですけども、本当に大事なことだと思います。

そして、今後は、学校教育とか生涯教育が、その分析に立って、どのような方向、方法を目指すべきか、示唆しているということが、良いことかなと思います。

コロナ禍がまだ終息していない中で、次のようなことをいうのは、少し不相違な感じもしますが、あえて言わせて頂ければ、コロナ禍によって、学校行事だとか、障害教育活動により、より目が注がれたのかなという気がします。その重要性が増したことを個人的に捉えたいと私自身は思っております。

毎年、恒例で行っていた学校行事が、子ども達の学校生活のメリハリ、意欲や、やる気、また、楽しみ、こういうのに繋がっていたことを、大人も子どもも実感できたのではないかと思います。

生涯学習団体の活動が、いかに日常生活に張り合いがあった物であったか、楽しさになっていったか実感できたと思います。

こういうことから1つだけ、特に強調したいのが、学校教育についてですけど、今回、非常に、コロナと関連して、特別活動に言及しています。ご存じのとおり、学校



の教育課程というのは、3つの柱で出来ています。教科と特別活動、特にその中心が学校行事、それと、道徳、車の両輪が教育課程の大きな柱だと見て良いと思います。教科とかについては、例えば社会でも国語でもこういう資質を、こういう能力をかけるというのがはっきりしている。でも、特別活動というのは、意外に学校の現場でもはっきりしない面がある。なぜ、特別活動、特に学校行事が、学校教育の車の両輪として昔から位置づけられてきていたのか、こういう機会に、各学校では十分にここを、検討して、議論して、特別活動で育てるべき、資質とか能力とかは何なのか、そして、それを指導する指導方法というは何なのか、具体的にいうと、なすことによって学ぶということが、昔から言われていることです、それがどういうことなのか、こういうことをこの機会に真剣に考えていけば、おのずと、こういうコロナ禍の情勢の中での学校行事の在り方が分かってくるのではと私は思います。こういう意見です。

#### ●町長

ありがとうございます。ご意見として承ってよろしいでしょうか。

#### ●加屋本委員

各学校に頑張ってほしいです。

#### ●町長

私もまさに、そのように感じております。教育のことばかりでは無く、コロナ禍の中で色々な行事が中止になって、そのことによって、その行事の良さというものを再認識させられたという、この1年だった気がしています。ですから、しっかりいかしながら、次に向かっていくことが、大事だと思っておりますので、是非、教育現場の方針を

出しながら、しっかり指導して行って、頂きたいと思います。

ほかに、信夫委員何かありますか。

#### ●信夫委員

今回のコロナ禍で一番考えたのは、当たり前ではないのだな、ということです。

今まで当たり前だと思っていたことが当たり前では無かった。その当たり前でない時に、私たちは、どうしていくのかな、ということ考えた時に、また一から考えることが出来たのが、良かったと思います。

そして、新しい日常も、ずっと続くものでは無くて、今後、やっぱり、変わっていくのだろうなということも考えます。

やはり教育の根幹は、人を創ることであって、根っこは、人とどう関わって、社会の中で幸せに生きていくかというのが、変わらないことだと思います。その部分を発想の視点に置きながら、様々な、今までとは違ったものに、対応しながら、乗り越えていく、子ども達と一緒に乗り越えていく、そういうことも、私たち大人が示していく、それが教育であり、大人の背中を見せること、あるいは、一緒に創っていくこと、こういうことが教育として必要なのかなと、私は生まれも育ちも七飯で、七飯に生まれて良かったなど、七飯で暮らして良かったと思う。子ども達が、ここからどんどん育って、将来の七飯を支えてくれれば良いなと思います。

#### ●町長

ありがとうございます。私たちも、気づきながら、実は、子どもさんって、わからないようで、もしかしたら、もうちょっと気づいているかもしれません。でも、それをどうやって指導していくのか、是非、教

育委員会としても指導をしっかりと頂ければと思いますので、宜しくお願いいたします。

他にございませんか。

#### ●加屋本委員

まず一つは、町教育委員会に対するお礼と、学校のICT関係です。

計画や講習にも、超スマート社会から始まって、文科省の教育のデジタル化が推進されていることなど、具体的にはギガスクール、あるいは、デジタル教科書とか、どんどん入ってくるのではという気がします。そういう中において、本町ではICT教育の重要性を認識して、いち早くIT機器の整備をして頂いたことはとても素晴らしいことだと思います。こういう中において、教育で使うITとかデジタル化というのは、私個人自身が予想する以上に、大変利点があると思う反面、課題もまだまだ多いと思います。あまりに急激に進んできているので、課題も多いと思います。学校での運用にあたっては、教育委員会、各学校が連携して、その課題を捉えて、その課題の解決をどうしたら良いのかということと並行していきながら、やはり、利点をあわせていかながら、教育効果の可能性を広げていく、そういう動きをしていったら、準備したIT機器関係の十分に利用できるのかなと思います。ただ、教育のデジタル化とか機器とかは、あくまでも、教育の一つの手段であって、そのことを絶対忘れないで、やはり、研究、儀をしていくべきかと思えます。

また、今後、コロナ禍が悪い方向に進んでいったら、オンライン事業などが実施されていかなければならない状況になるかも

しれません。こういう危機には、空間とか時間を超えて、本当に便利な場面もありますが、教育の基本は、対面による教師と子どもとの人間関係の醸成を基本に据えるべきだと思います。

この2つのとても良い活用を有効に結び付けて、授業を提供し、日々研鑽を学校現場では積んでいただきたいと願います。

長くなりましたが、以上です。

#### ●町長

機器を使って、機器で全てが、出来上がるのでは無く、その使い方は人間がやることなので、その使い方もしっかり指導しなければならぬと思っております。

そして、それをきちんと使うことによって、対面しての授業の大切さも、授業ばかりでは無いですが、人間関係を形成していく上での、その大切さを子ども達も感じてくれるはずだと思っております。

先ほど、委員がおっしゃったようにしっかりとした指導方法を構築していく、ということで納めさせていただいてよろしいでしょうか。

#### ●加屋本委員

よろしいです。ありがとうございます。

#### ●町長

他にございますでしょうか。

#### ●各委員

ございません。

#### ●町長

それでは「協議事項(2)」の令和3年度七飯町教育行政方針については、ご了承を賜ったものとし、審議を終了させていただきます。

それでは、次第5、その他になりますが、委員の皆様、何かございませんでしょうか。

●各委員

ございません。

●町長

事務局より何かございませんでしょうか。

●事務局（教育次長）

ございません。

●町長

ほかに無いようでありますので、これをもちまして、議事の進行を終わらせていただきます。

委員の皆様のご協力に対しまして、心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。

---

5 閉会

---

●事務局（総務部長）

これをもちまして、令和3年第1回七飯町総合教育会議を終了いたします。

大変、お疲れ様でした。

午後3時37分閉会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

議 長            中 宮 安 一

委 員            信 夫 惠 美 子